

質問項目	回答
1 総論	
①京都府緊急事態措置協力金について教えてほしい	協力金に関するお問い合わせについては、「協力金コールセンター」までお願いします。京都府のホームページにも順次、詳細内容を掲載する予定です。 協力金コールセンター 電話：075-365-7780 (月～土 9:30～17:30 (日・祝は休み))
②複数の店舗を経営している場合、各店舗とも協力金の支給対象になるのか。	協力金の支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象になります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうか審査させていただいた上で支給を決定します。支給要件や提出書類の詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。
2 支給要件に関すること	
①要請の期間中（1月14日～2月7日）の全ての日において、時短営業に取り組む必要があるのか。	要請の期間中（1月14日～2月7日）の全ての営業日において、連続して時短営業に取り組んでいただく必要があります。時短営業を行わない日が1日でもあれば、協力金は支給されません。準備の都合上、1月14日から時短営業を行うことが困難な場合であっても、遅くとも1月18日から2月7日まで時短営業を行ってください。
②遅くとも1月18日までに時短営業に取り組まなければ協力金の対象にはならないとは、具体的に何日の何時のことか。	1月18日(月)の0時です。したがって、1月17日(日)夜の営業は24時までに閉店していただく必要があります。
③時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。	もともと、20時以降も営業されている飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。
④要請期間中に予約が既に入り、その日は20時以降も営業した場合は、支給対象となるのか。	要請期間中の全ての営業日において、連続して時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、時短営業を行わない日が1日でもあれば、協力金は支給されません。
⑤もともと月～金曜は20時に閉店、土曜は22時に閉店していた場合、土曜の営業を20時までに閉店すれば、協力金の対象となるのか。	もともと22時に閉店していた土曜日の営業を20時までに閉店し、期間を通して20時まで（酒類の提供は19時まで）に閉店すれば協力金の支給対象になります。この場合、協力金の算定対象は時短をされた土曜日の営業日になります。
⑥1月14日～1月17日の間に、21時までの営業時間短縮を行った場合は、1日4万円の協力金の支給対象となるのか。	令和2年12月21日から京都市内を対象に行っていた21時までの時短要請は、緊急事態宣言の発出により令和3年1月13日に終了しました。令和3年1月14日からは緊急事態措置としての京都府全域を対象に要請を行っております。この要請期間中（1月14日～2月7日）は、全ての営業日において、20時までの時短営業に取り組んでいただく必要がありますので、20時までの時短営業を行わない日が1日でもあれば、協力金は支給されません。準備の都合上、1月14日から時短営業を行うことが困難な場合であっても、遅くとも1月18日から2月7日まで時短営業を行ってください。その場合、20時までの時短営業を開始した日以降が支給対象となります。
3 対象施設に関すること	
①「特措法によらない働きかけを行う施設」は、協力金の支給対象になるのか。	「特措法によらない働きかけを行う施設」は特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。ただし、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設については、特措法に基づく要請対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば対象となります。
②ホテル・旅館について、集会の用に供する部分だけを20時までに終了すれば、宿泊業務を行っても、協力金の支給対象となるのか。	ホテル・旅館は特措法に基づく要請の対象ではないため、協力金の対象外です。ただし、集会の用に供する部分で、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設については、特措法に基づく要請対象ですので、要請に応じて時短営業を行い、支給要件を満たせば、宿泊業務を行っても支給対象となります。
③以前は20時以降も営業していたが、コロナの影響により最近20時に閉店していた場合は、対象にならないのか。	コロナの影響以前に20時以降まで営業されており、コロナの影響以後に20時までに時短された場合は対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。

質問項目	回答
④コロナの影響で要請前から休んでいる場合は、支援給付金の対象になるのか。	令和2年11月から令和3年1月の間に全く営業した実績がない場合は、対象となりません。
3 申請方法等に関すること	
①協力金の申請はいつからできますか。	2月8日（月）以降から申請できる予定です。
②「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいですか？	コロナの影響を受ける前の営業時間を記載してください。
③不定休の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。	20時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。
④協力金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	できるだけ速やかな支給に努めます。申請書類の不足や記入漏れがある場合はその確認に時間を要するため、直近の月締め帳簿や時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）など、「申請に必要な書類」を整えておいていただきますようお願いします。
4 提出書類に関すること	
①要請以前は、通常20時以降も営業していたことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	要請以前の営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表の写し等をご提出ください。
②要請期間中に、時短営業に取り組んだことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	お客様へ営業時間変更のお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知のコピー等 ※時短の期間と閉店時間がわかるようにお願いします。
③酒類の提供を19時までとしたことについては、何をもちて証明すればよいのか。	お客様へ酒類の提供を19時までとするお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの告知のコピー等
5 業種別ガイドラインやステッカーに関すること	
①「業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること」とは具体的にどのようなことか。	次のいずれかのガイドライン等に沿って、感染防止の取組をしていることをいいます。 (1)各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2)京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3)より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
②「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていることは必要ですか。	感染拡大予防ガイドライン等に沿って、感染防止の取組を行うことが要件であり、感染拡大予防対策をしていただいているステッカー交付事業所（店舗等）を協力金の要件としています。ただ、ステッカーの交付を受けていなくても、次のいずれかのガイドラインに沿った対策をしていただいていることが確認出来れば構いません。 (1)各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2)京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3)より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
③「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえますか。	まず、業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていただいた上で、WEB申請か窓口申請していただく必要があります。 https://www.kyotokaigi.com/ (1)WEB申請 ※申請後にメールにてステッカー画像が送付されます (2)窓口申請 ※事前にステッカーの在庫有無や受付時間等をご確認ください

質問項目	回答
④業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何をもって証明するのか。	誓約書において、感染防止の取組をしている旨、誓約していただきます。
6 その他	
①協力金と他の助成金等（雇用調整助成金【国】、持続化給付金【国】、家賃支援給付金【国】、再出発補助金【府】等）の両方を受給することができるのか。	他の助成金等の受給を受けていても、協力金の申請は可能です。